

高松市特定不妊治療費助成事業について

(令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療用)

高松市では、特定不妊治療を受けられたご夫婦に対して、治療費の一部を助成する「高松市特定不妊治療費助成事業」を実施しています。
 ☆令和3年1月1日以降に終了した治療分から助成を拡充しました。

対象者	高松市内に住所を有し、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び特定不妊治療の一環として精子を採取する手術（男性不妊治療）を受けたご夫婦
要件	次の項目全てを満たしていることが必要です。 ○ 治療開始時に夫婦（事実婚を含む。）であり、指定医療機関（裏面参照）で、特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断されたこと。 ○ 当該年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に指定医療機関で治療が終了したこと。 ○ 市税を完納していること（未申告の場合は、あらかじめ申告の手続きをお願いします。）
助成額 及び 助成対象	○ 助成額及び助成回数については、別紙の【助成額 及び 助成回数】を参照してください。 ○ 入院費や食事代、文書料、凍結された精子、卵子、受精胚の管理料（保存料）は対象となりません。 ○ 卵胞が発育しない等により採卵前に治療を中止した場合は対象となりません。
申請期限	○ 治療終了日の属する年度末（3月31日）までに申請してください。 （ただし、3月中に治療が終了した方は、翌4月末日まで申請することができます。） その場合、助成年度は、治療終了日が属する年度となります。 ※ 申請期限を過ぎると、助成できません。 ※ 治療終了日については、主治医にご確認ください。
提出書類	① 特定不妊治療費助成金交付申請書 （市が定める様式。市ホームページからダウンロード可） ・申請書は、申請する治療の回数分必要です。 ② 特定不妊治療受診等証明書 （市が定める様式。市ホームページからダウンロード可） ・特定不妊治療を実施した指定医療機関に証明してもらってください。 ③ 特定不妊治療を実施したことを証する指定医療機関の発行した領収書＋診療（請求）明細書（原本） （※領収書等は、市の方でコピーした後、原本をお返しします。） ④ 戸籍謄本（原本）【次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合、提出が必要です。】 戸籍謄本は本籍地の市町村で発行されます。申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください（コピー不可）。 (1) 高松市で初めて申請する場合 ・法律婚の夫婦で、同一世帯の場合に限り、高松市での2回目以降の申請時は省略できます。 ・法律婚の夫婦で、同一世帯の場合、一般不妊治療（人工授精）費の助成金申請のため、過去に提出している場合は省略できます。 (2) 夫婦が別世帯の場合 ・毎回、提出が必要です。 (3) 夫婦が事実婚関係にある場合 ・ <u>事実婚関係にある夫、妻のそれぞれの戸籍謄本を、毎回、提出してください。</u> (4) 出産により助成回数をリセットする場合 ・ <u>出産により、出産前に受けた助成回数をリセットした上で助成を受けるときは、改めて戸籍謄本を提出してください。</u> なお、妊娠12週以降に死産に至った場合も助成回数がリセットされますが、この場合は、戸籍謄本ではなく、母子手帳の「出産の状態」のページの写し等を提出してください。 ⑤ 【該当者のみ】住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの） ・夫婦のいずれか一方が、高松市以外の住民である場合、その方の居住先の住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）が、毎回、必要です。申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください（コピー不可）。 ⑥ 【該当者のみ】夫及び妻の所得額を証明する書類 ・ <u>令和3年3月31日以前に終了した治療を申請する場合に限り、かつ、転入等により、高松市に課税情報が無い方のみ必要です。</u> 所得がない場合でも必要です。（申請時に発行できる直近の一年分の「所得課税証明書」等が該当します。源泉徴収票は不可。）申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください（コピー不可）。 ・一般不妊治療（人工授精）費の助成金申請のため、既に該当書類を提出している場合は省略できます。 ⑦ 【該当者のみ】事実婚関係に関する申立書 （市が定める様式。市ホームページからダウンロード可） ・ <u>事実婚関係にある夫婦が申請する際には、毎回、記入・提出が必要です。</u> ⑧ その他持参するもの ● 印鑑 （申請書に使用したものと同一のもの。金融機関の届出印でなくても構いません。） ● 申請者名義の助成金振込口座（銀行名、支店名、口座番号）が分かるもの
助成方法	申請書等の内容を審査の上、承認した方に対し助成金を口座振り込みで支給します。

高松市特定不妊治療費助成事業について

(令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療用)

◎治療ステージと治療内容

治療ステージ	治療内容
A	新鮮胚移植を実施
B	凍結胚移植を実施
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

◎香川県内の指定医療機関

体外受精	顕微授精	指定医療機関	住 所
○	○	高松市立みんなの病院	高松市仏生山町甲 847 番地 1 (087-813-7171)
○	—	安藤レディースクリニック	高松市多肥下町 1524 番地 14 (087-815-2833)
○	○	よつばウィメンズクリニック	高松市円座町 375 番地 1 (087-885-4103)
○	○	高松赤十字病院	高松市番町 4 丁目 1 番 3 号 (087-831-7101)
○	○	厚仁病院	丸亀市通町 133 (0877-23-2525)
○	○	四国こどもとおとなの医療センター	善通寺市仙遊町 2 丁目 1 番 1 号 (0877-62-1000)

※ 県外の医療機関であっても、他の自治体が指定する医療機関であれば助成対象となります。

※ 男性不妊治療については、令和3年3月31日までに終了する治療に限り、指定医療機関から紹介等をされた医療機関（一般の泌尿器科を標榜する病院等）で、主治医の治療方針に基づき実施した場合も助成対象となります。

◎申請・お問い合わせ先

〒760-0074 高松市桜町一丁目9番12号（高松市保健センター内）

高松市 健康づくり推進課 医療給付係

TEL 087-839-2363 FAX 087-839-2367

高松市特定不妊治療費助成事業 【助成額 及び 助成回数】

(令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療用)

対象年齢	43歳未満 （申請しようとする治療の <u>治療開始日</u> の妻の年齢）
年間助成回数	制限なし
通算助成回数	<p>① 通算1回目（初めて特定不妊治療の助成を受けた際）の<u>治療開始日</u>の妻の年齢が39歳以下の方 → <u>通算6回</u>まで</p> <p>② 通算1回目（初めて特定不妊治療の助成を受けた際）の<u>治療開始日</u>の妻の年齢が40歳以上の方 → <u>通算3回</u>まで</p> <p>③ 43歳以上で開始した治療については助成の対象になりません。</p> <p>※ 通算の助成回数は、通算1回目の助成認定時における治療開始日の妻の年齢で決定し、固定されます。</p> <p>※ 回数は過去の助成回数（他自治体分を含む。）からの通算となります。</p> <p>※ 助成を受けた回数が通算助成回数に満たない場合であっても、<u>43歳以上</u>で開始した治療については、助成の対象となりません。</p> <p>● 令和2年3月31日現在で従来の助成制度の対象者であった方（法律婚の夫婦で、夫婦の所得の合計額が730万円未満）が、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年度にやむを得ず治療を延期した場合は、令和4年3月31日までの間において、以下の特例措置があります。</p> <p>(1) 妻の生年月日 が 昭和52年4月1日～昭和53年3月31日の場合、妻の年齢が44歳に達する日の前日までに開始した治療まで助成可。</p> <p>(2) 妻の生年月日 が 昭和55年4月1日～昭和56年3月31日の場合、上記①で、治療開始日の妻の年齢が40歳以下であれば通算6回まで助成可。</p>
助成回数のリセットについて	<p><u>本事業による助成（R2.12.31以前に終了した治療に対する助成も含まれます。）を受けた後に出産した場合（妊娠12週以降に死産に至った場合を含みます。）、出産前に受けた助成回数をリセットすることができます。この場合、出産後に初めて助成を受けた特定不妊治療を新たな助成回数の初回と数えて、その治療の開始日における妻の年齢が「39歳以下」の場合「通算6回まで」、「40歳以上43歳未満」の場合「通算3回まで」助成が受けられます。（※妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成対象外となります。）</u></p>
治療1回あたりの助成の上限額	<p>① 治療ステージA・B・D・Eに該当する場合は1回30万円まで</p> <p>② 治療ステージC・Fに該当する場合は1回10万円まで</p> <p>③ 特定不妊治療を行うに当たり、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(*)として、男性不妊治療を実施した場合は1回30万円までを①又は②の助成額に加算（ただし、治療ステージCを実施した場合を除く。）</p> <p>〈(*)精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精巣内精子回収法（TESE（C-TESE、M-TESE）） ・精巣上体精子吸引法（MESA） ・精巣内精子吸引法（TESA） ・経皮的精巣上体精子吸引法（PESA） <p>※ 通算2回に限り、上記の①～③により算出した助成額に5万円までを加えることができます。</p>